

資料1

令和3年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間 改善神奈川県地方協議会」の実施事項について

重点取組事項について

(1) 対象輸送分野の選定について

(通達内容)

各地方協議会事務局は、検討の対象とする「対象輸送分野」を次の(ア)～(オ)のいずれかより選定すること。

- (ア) 令和元年度に実施した待機時間等に関する調査結果に基づき、待機時間が特に長い輸送分野。
- (イ) 令和2年度に実施した積載効率に関する調査結果に基づき、積載効率の改善が必要な輸送分野。
- (ウ) 過去の重点取組事項等のフォローアップを実施する必要があると考えられる輸送分野。
- (エ) 「加工食品、飲料・酒」等の中で、ガイドラインで示した『今後の取組みの方向性』に沿って取組を行う輸送分野。
- (オ) 各地方協議会事務局が取組み事項として特に必要と認めた輸送分野。

(神奈川県地方協議会としての取組)

一昨年度の協議会より、対象輸送分野として「加工食品」を選定して、労働時間等実態調査(アンケート調査)等の取組を進めてきており、継続的・重点的な取組の効果発揮を重視し、引き続き「加工食品」を選定した。

(2) 対象輸送分野の関係者の参画について

(通達内容)

各地方協議会事務局は、地方協議会に現在参画していない荷主企業所管省庁の地方支分部局や荷主団体等について、地方協議会への参画を働きかけること。

(神奈川県地方協議会としての取組)

今年度については、昨年度から継続した取組であることや、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、新たな委員の参画を働きかけることはせず、今後の取組に併せて、荷主企業所管省庁や荷主団体等に当協議会への参画を働きかけていくこととする。

重点取組事項について

(3) 対象輸送分野の関係者等へのヒアリングについて

(通達内容)

各地方協議会事務局は、地方協議会委員の所属する団体の会員事業者や地方協議会に参画する関係者等に対するヒアリングを通じて、荷主と運送事業者の実取引における実態や未解決の課題についての把握・整理を行うこと。

(神奈川県地方協議会としての取組)

今年度から令和6年度にかけて「周知PR事業」と各施策の効果を検証するための「KPI検証事業」を行っていくこととし、今年度においては運送事業者へのガイドライン等の配布及びアンケート調査を行うこととする。

(4) 新たな実証事業について

(通達内容)

実証事業の実施を希望した各地方協議会事務局は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りになった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等に対し、荷主や運送事業者と協同して、各地方の状況に応じた課題解決の方策に向けた実証事業を実施すること。

(神奈川県地方協議会としての取組)

新たな実証事業については、国土交通本省における調整の結果、関東管外の地方協議会が実施することが決定した。実証事業の結果は「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン事例集」へ追加掲載予定のため、その際は周知することとする。

労働時間説明会の内容及び進め方について

(通達内容)

トラック運送事業者に対する改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知や促進に向けて、労働基準監督署において労働時間等説明会を開催することとしているので、説明会の内容や進め方等について地方協議会の場を活用する等により、必要な意見交換を行うこと。

(神奈川県地方協議会としての取組)

令和3年度では神奈川労働局及び各労働基準監督署において、①神奈川県トラック協会の会員企業のうち令和元年度以降開催した説明会に出席していない事業場、②同会員企業以外の事業場を対象とした労働時間等説明会を開催した（25回実施・延べ493社参加）。

中小企業に対して、令和5年4月から月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%に引き上げられること、自動車運転者について、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されることから、令和4年度も、引き続き、トラック運送事業者を対象とした説明会を、神奈川県内の各労働基準監督署で開催し、法制度の周知に加え、具体的な取組事例の紹介を行いながら理解の促進を図っていくこととする。



異常気象時における輸送の安全確保について

異常気象時における輸送の安全確保について

(通達内容)

大雪や台風などの異常気象時において、運行経路の変更や運行の中止等の柔軟な対応を行うこと、在庫の積み増しなどの物資融通を行うことについて、国土交通省本省、農林水産省本省及び経済産業省本省の連名で荷主団体宛に要請文書を発出しているため、本取組みについて各地方協議会においても共有・周知すること。また、必要に応じて、気象情報や道路情報等を掲載する全日本トラック協会のホームページも共有・周知すること。

(神奈川県地方協議会としての取組)

以下のとおり周知を行ってきたが、今後もセミナー等の開催を通じて運送事業者及び荷主への周知を図っていくこととする。

- ・令和2年10月9日 神奈川県の荷主団体宛へ要請文を発送
- ・令和3年12月1日 国土交通省にて「大雪時の大型車立ち往生防止対策について」プレス発表

雪道対策等のホームページ

- 全日本トラック協会ホームページにて「雪道対策」を掲載
(<https://jta.or.jp/member/anzen/snow.html>)
- 全日本トラック協会のホームページにて「トラックステーションなどドライバー向け施設情報」を掲載
(<https://jta.or.jp/member/bath.html>)
- 全日本トラック協会のホームページにて「気象・道路交通情報」を掲載
(<https://jta.or.jp/member/kotsuiyoho.html>)

標準的な運賃について

標準的な運賃の周知について

（通達内容）

「標準的な運賃」（令和2年4月24日告示）について地方協議会の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知を行うこと。

（神奈川県地方協議会としての取組）

下記のとおり周知を行ってきたが、今後もセミナー等の開催を通じて運送事業者及び荷主への周知を図っていくこととする。

- 令和3年6月 神奈川県トラック協会にて標準的な運賃を届出するための案内等を会員へ配布
- 令和3年7月 同 「標準的な運賃」活用セミナー（基礎編）を実施
- 令和4年1月 同 「標準的な運賃」活用セミナー（応用編）を実施

セミナー等の様子



「標準的な運賃」活用セミナー 基礎編・応用編

標準的な運賃の届出件数

神奈川県内 429社

届出率 26.8%

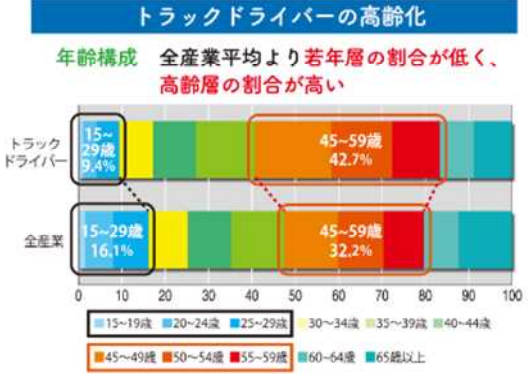
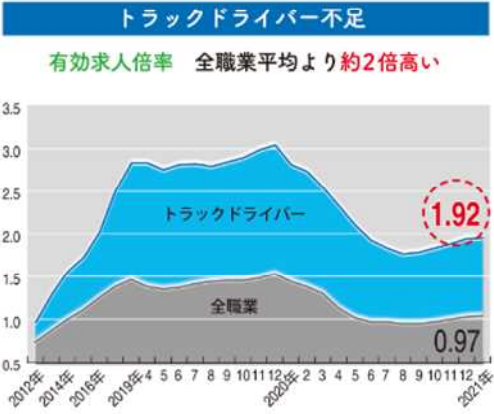
※ 令和4年2月10日時点
トラック協会会員調べ

標準的な運賃について(背景)

トラックドライバーの現状

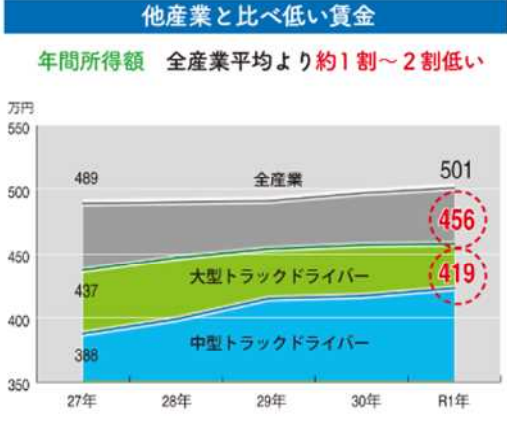
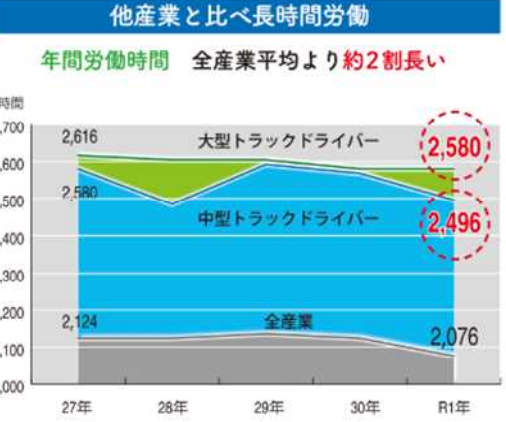
なんと言っても！
ドライバーが
足りません！

さらに！
高齢化が
進んでいます！



そして！
労働時間が
長いんです！

しかも！
賃金が
低いのです！



＊(公社)全日本トラック協会HPより

令和6年4月からは時間外労働の上限規制が適用

- 平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」において、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、トラックドライバーについては、改正法施行の5年後（令和6年4月1日）に、年960時間（＝月平均80時間以内）の上限規制が適用されます。
- このため、規制が適用される令和6年度までに、「荷主と運送事業者の取引の適正化」、「輸送の効率化」、「若年層などにとっても入職しやすい職場環境の整備」などを進め、長時間労働の是正をはじめとしたトラックドライバーの労働環境を改善を進めていなければなりません。

	現行規制	見直しの内容 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」
原則	《労働基準法で法定》 (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害復旧その他避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法33条）	《同左》
36協定の限度	《厚生労働大臣告示：強制力なし》 (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし（年6か月まで）（特別条項） (2) ・自動車の運転業務は、(1)の適用を除外 ・別途、改善基準告示により、拘束時間等の上限を規定（貨物自動車運送事業法、道路運送法に基づく行政処分の対象）	《労働基準法改正により法定：罰則付き》 (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・特別条項でも上回ることの出来ない年間労働時間を設定 ①年720時間（月平均60時間） ②年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内（休日労働を含む） b. 単月100時間未満（休日労働を含む） c. 原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限 (2) 自動車の運転業務の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用（改善基準告示により指導、違反があれば処分） ・令和6年4月1日以降 年960時間（月平均80時間） ・将来的には、一般則の適用を目指す

標準的な運賃について(制度概要)

趣旨・目的の全体像

「標準的な運賃」は、ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持しながら、国民生活と経済を支えていくために、法令を遵守して経営する際の参考となる運賃を示すことを目的としたものであり、令和6年3月31日までの時限措置です。

ドライバーの労働環境改善が大きな課題

必要なコストに見合った対価を収受できていない

法律を改正し、標準的な運賃を告示

持続的な経営により、ドライバーの労働条件を改善し、物流を維持

告示概要

運賃表の種類		距離制運賃		時間制運賃	
地域	地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位				
車型	バン型の車両で設定				
車種					
	小型車（2tクラス）	中型車（4tクラス）	大型車（10tクラス）	トレーラー（20tクラス）	
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定				
元請・下請の関係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算				
料金や実費	料金（待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料）や実費（高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等）については 標準的な運賃には含まれていないため、別途収受することとされています。			運賃（運送の役務の対価） ＋ 料金（積込・取卸料、附帯業務料） 実費（高速道路利用料、フェリー利用料等）	
	運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「 運賃料金適用方 」として定めます。				
運賃、料金の適用ルール	割増 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増				
	割引 長期契約、往復割引				
	その他 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費（有料道路、フェリー利用料等）				
取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定					

荷主等への働きかけ

荷主等への働きかけ

(通達内容)

違反原因行為（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主等に対して、関係省庁と連携して、「働きかけ」・「要請」・「勧告」を行っている。

このような違反原因行為の疑いのある情報の投稿先として、令和元年7月より設置している「輸送・荷待ち・荷役などに関する意見等の募集窓口」についての積極的な周知を行うこと。
(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html)

(神奈川県地方協議会としての取組)

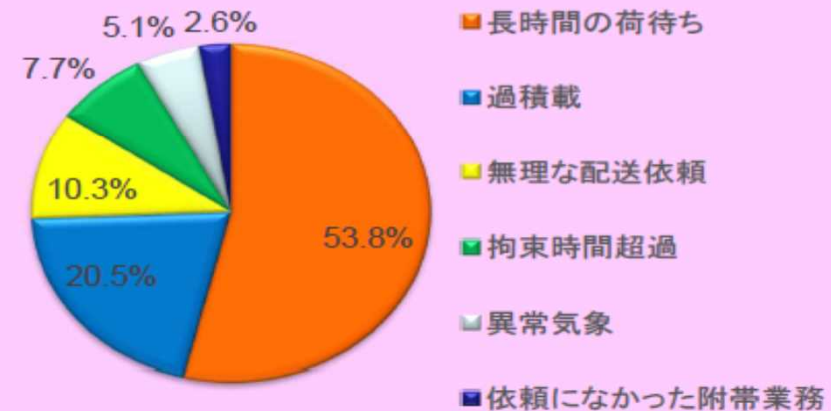
業界団体等を通じた周知のほか、ポスターの掲出、各種セミナー、説明会等のあらゆる機会を活用し、運送事業者及び荷主への周知を図っていくこととする。

意見等の募集窓口等への投稿内容 (貨物自動車運送事業法等違反の疑いに関するもの)

<投稿で寄せられている主な項目>

- ・ (恒常的な)長時間の荷待ち
- ・ 拘束時間超過
- ・ 過積載
- ・ 無理な配送依頼
- ・ 依頼になかった附帯業務
- ・ 異常気象時の運行強要
- ・ その他

荷主企業等に行った配慮依頼 (違反原因行為の割合)



※令和2年度末時点

「ホワイト物流」推進運動

ホワイト物流の推進について

（通達内容）

各地方協議会事務局は、本運動をさらに推進し、より多くの企業に、とくに各地方において影響力の大きい荷主企業に本運動へ参画いただけるよう、引き続き地方協議会の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知及び参画の呼びかけを行うこと。

また、国土交通省が「『ホワイト物流』推進ポータルサイト」 (<https://white-logistics-movement.jp/>) を解説していることについて引き続き周知を行うこと。

（神奈川県地方協議会としての取組）

各種セミナー等において周知を行ってきたが、今後もセミナー等の開催を通じて、参画を呼びかけていくこととする。

- 令和3年10月8日 国土交通本省によるwebセミナー
※今後、令和4年3月まで毎月Webセミナーを行う予定
- 令和4年1月 引越の分散化について 神奈川運輸支局及び関係団体を通じて取組を要請

「ホワイト物流」推進運動参画企業数

- 神奈川県内の企業では60社が自主行動宣言を提出（令和4年1月末現在）

ガイドラインの周知等について

(通達内容)

各輸送品目別に取りまとめられたガイドラインについては、各地方協議会においても地方協議会の委員や各輸送品目に係る業界団体等を通じた周知・浸透を図ること。

(神奈川県地方協議会としての取組)

令和3年4月に改訂した「加工食品、飲料・酒」物流ガイドラインについては、厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省の各本省の担当課室の連名で令和3年5月に業界団体あて周知の依頼を行ったところであるが、その他ガイドライン含め、神奈川県地方協議会としても、業界団体等を通じた周知のほか、セミナー等を活用してガイドラインの周知を図っていくこととする。



加工食品、飲料・酒物流編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/_210416_guideline.pdf



建設資材物流編

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001346887.pdf>



紙・パルプ（洋紙・板紙分野）物流編

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001346889.pdf>



紙・パルプ（家庭紙分野）物流編

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001346891.pdf>

「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドライン

各ガイドラインの概要

品目	主な課題	解決方策	今後の取組の方向性
加工食品、 飲料・酒	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000230.html 「1/3ルール」、年月日表示の賞味期限等業界特有の慣習が存在 - 多種多様な製品サイズが存在 - 飲料における夏期の物流波動 ⇒複雑かつ長時間にわたる検品作業 ⇒長時間にわたる荷役作業	- 賞味期限の年月表示化等による仕分け作業等の効率化 - ASNやQRコード等の活用による伝票情報等の電子化 - 附帯作業の見える化 - パレットサイズや外装サイズの統一、外装表示の標準化	- 事前出荷情報の提供と伝票情報の電子化の組み合わせ等によるノー検品の実現 - 附帯作業の軽減 - 物流標準化アクションプランに沿った標準化の取組の推進
建設資材	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000216.html - 天候や道路事情等により計画どおりに搬出入が進まないことが日常的 ⇒トラックの荷待ちへの関心が薄い - 多種多様な製品を邸別に仕分け ⇒複雑かつ長時間にわたる検品作業	- 工事現場での事前の段取りをデジタル化したうえで「見える化」と「精緻化」し、関係者の円滑な情報共有を推進 - 運送と荷役の分離の推進 - 複数のユーザーが一貫して活用できる標準コードを導入し、入出荷検品を目視から電子化	- 元請業者による物流へのマネジメントの強化 - 伝票情報や物流情報を現場が容易にアクセスできる環境整備を促進
紙・パルプ (洋紙・板紙)	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000214.html 製品での差別化ができず、不十分なリードタイムや少量多頻度納品、附帯作業等の差別化による受注競争の商習慣が定着 ⇒低積載率での運行 ⇒附帯作業の実施による長時間労働	- 発着荷主を含めた関係者間で十分な協議を行い、リードタイムや少量多頻度納品の緩和、平準化、附帯作業の軽減等の対策を実施 - 発注者の製造計画等を関係者で共有化・見える化する取り組みを推進	- サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 - 共同保管・共同輸送の実現に向けた取組みの推進 - 荷役の機械化を推進
紙・パルプ (家庭紙)	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000215.html - 製品単価が安価であるため、パレット化のための投資が進まない ⇒手荷役による長時間労働 - 製品が安価かつ嵩張るため、小売りの物流センターでは取り扱われず、かつ、小売店舗での保管も困難 ⇒家庭紙のみを少量多頻度で毎日納品	- 発着荷主の連携によるパレット化 - 物流負荷を軽減させるコンパクト製品の切替	- サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 「手積み手卸しの解消」を共通認識に、パレット化の早急な促進 - 消費者へ製品メリットの積極的な周知を行うなど、コンパクト製品の普及促進

運転者職場環境良好度認証制度の周知について

(通達の指示事項)

各地方協議会事務局は、令和2年秋に開始された本制度について、制度の認証実施団体である一般財団法人日本海事協会が情報提供のためにウェブサイト (<https://www.untenshashokuba.jp/>) を開設しているところであり、多くのトラック運送事業者に応用していただけるよう、本制度について積極的な周知を行うこと。

(神奈川県地方協議会としての取組)

業界団体を通じた周知のほか、各種セミナー等の機会を活用して、制度の周知を図っていくこととする。

制度の概要

職場環境改善に向けた事業者の取組みを「見える化」することで、求職者の運転者への就職を促進し、各事業者の人材確保の取組みを後押しすることで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

(1) 対象

自動車運送事業者(トラック事業者、バス事業者(乗合、貸切)、タクシー事業者)

(2) 審査要件

[1]法令遵守等、[2]労働時間・休日、[3]心身の健康、[4]安心・安定、[5]多様な人材の確保・育成の5分野について、基本的な取組み要件を満たすことにより認証。併せて、自主的・先進的な取組みを参考点として点数化。

(3) 認証手続き

国土交通省の指定を受けた一般財団法人日本海事協会が認証実施団体として申請受付、審査、認証等の手続きを実施。

(4) 料金

審査料：5万円(税別)／1申請あたり ※インターネットによる電子申請の場合、3万円(税別)に割引

登録料：6万円(税別)／1申請あたり

(5) 認証結果等の活用(予定)

厚生労働省との連携により、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示およびキーワード「働き方改革関連認定企業」による検索が可能です。また、求人エージェントと連携し、先進的な取組みを広く発信予定。

ポータルサイトの周知について

（通達の指示事項）

厚生労働省において、荷主・運送事業者・国民向けに、令和元年9月に「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト（<http://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp>）」を開設しており、地方協議会の場においても荷主や運送事業者等に対する積極的な周知を行うこと。

（神奈川県地方協議会としての取組）

神奈川労働局では、ホームページやメールマガジンにてポータルサイトを掲載（リンク）し、荷主企業とトラック運送事業者の双方に向けた、トラック運転者の労働時間の改善を進めるための対応策や有用な好事例等のコンテンツを提供している。

引き続き、業界団体等を通じた周知のほか、各種セミナー、説明会等のあらゆる機会を活用し、運送事業者及び荷主への周知を図っていくこととする。

- 令和2年1月23日 運送事業者を対象「労働時間等説明会」（神奈川県民ホール）
- 同年2月3日 運送事業者を対象「労働時間等説明会」（厚木市文化会館）
- 令和3年1月12日 運送事業者を対象「労務研修会」
- 同年10月 4日 運送事業者を対象「労務研修会」（トラック総合会館）
- 同年10月 9日 荷主等を対象「荷役災害防止担当者に対する安全衛生教育講習会」
- 同年10月26日 運送事業者を対象「適正化研修会」（トラック総合会館）
- 同年11月 9日 運送事業者を対象「適正化研修会」（厚木商工会議所）
- 同年11月22日 荷主等を対象「労働災害防止対策セミナー」（トラック総合会館）
- 令和4年1月24日 荷主等を対象「労働災害防止対策セミナー」（トラック総合会館）
- 令和3年4月～令和4年1月 神奈川県内の労働基準監督署が開催した労働時間等説明会

トラック運転者の長時間労働改善に向けた周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイト
新規コンテンツを追加掲載し機能を拡充した。

○主な追加コンテンツ

「荷主」企業向け

荷主企業同士が物流生産性向上とトラック運転者の長時間労働改善に向けた意見交換を行うオンラインミーティング（あい積ミーティング）を、厚生労働省の主催により令和3年1～2月に全4回開催。開催結果の報告書を掲載。

企業向け

荷主企業とトラック運送事業者の双方に向けた、トラック運転者の労働時間の改善を進めるための対応策や有用な好事例等のコンテンツを提供。

令和2年度は荷主向け周知用動画を作成し、荷主・運送事業者が取引環境と長時間労働の改善に向けた取組を実際に始めるに当たっての両者の具体的な交渉過程等をドラマ形式（アニメーション）で再現。令和2年12月4日に「発荷主」向け動画、令和3年2月26日に「着荷主」向け動画をそれぞれ追加。

イラストコンテンツ

サプライチェーンのイラストをクリックするだけで、「集荷」「発荷主」「輸送」「着荷主」「複数配送」の各領域において、トラック運転者の長時間労働に繋がっているかもしれない問題や、その問題解決に繋がる施策候補例を、荷主・トラック運送事業者が簡単に確認できるコンテンツを、令和2年12月4日に追加。

＜ポータルサイト トップ画面のイメージ（抜粋）＞
（令和3年2月時点）



今般の燃料価格の上昇に対する対応について

今般の燃料価格の上昇に対する対応について

（通達内容）

今般の燃料価格の上昇により、貨物自動車運送事業者の経営に影響を与える状況が生じていることから、貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受について、いっそうの促進を図るため、新たに下記の対応を実施することとしたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

1. 適正な運賃収受のための荷主周知活動
2. 相談窓口の設置
3. 荷主への働きかけ（荷主勧告・公正取引委員会への通知）

（神奈川県地方協議会としての取組）

下記のとおり周知を行ってきたが、今後もセミナー等の開催を通じて運送事業者及び荷主への周知を図っていくこととする。

- 令和3年11月1日 国土交通省本省より荷主団体へ協力要請、国土交通本省、関東運輸局、神奈川運輸支局に相談窓口を設置
- 令和3年12月8日 当協議会を通して周知依頼
- 令和4年3月（予定） 県内関係荷主団体へ燃料価格高騰に伴う燃料サーチャージ制の導入についての資料を配付